

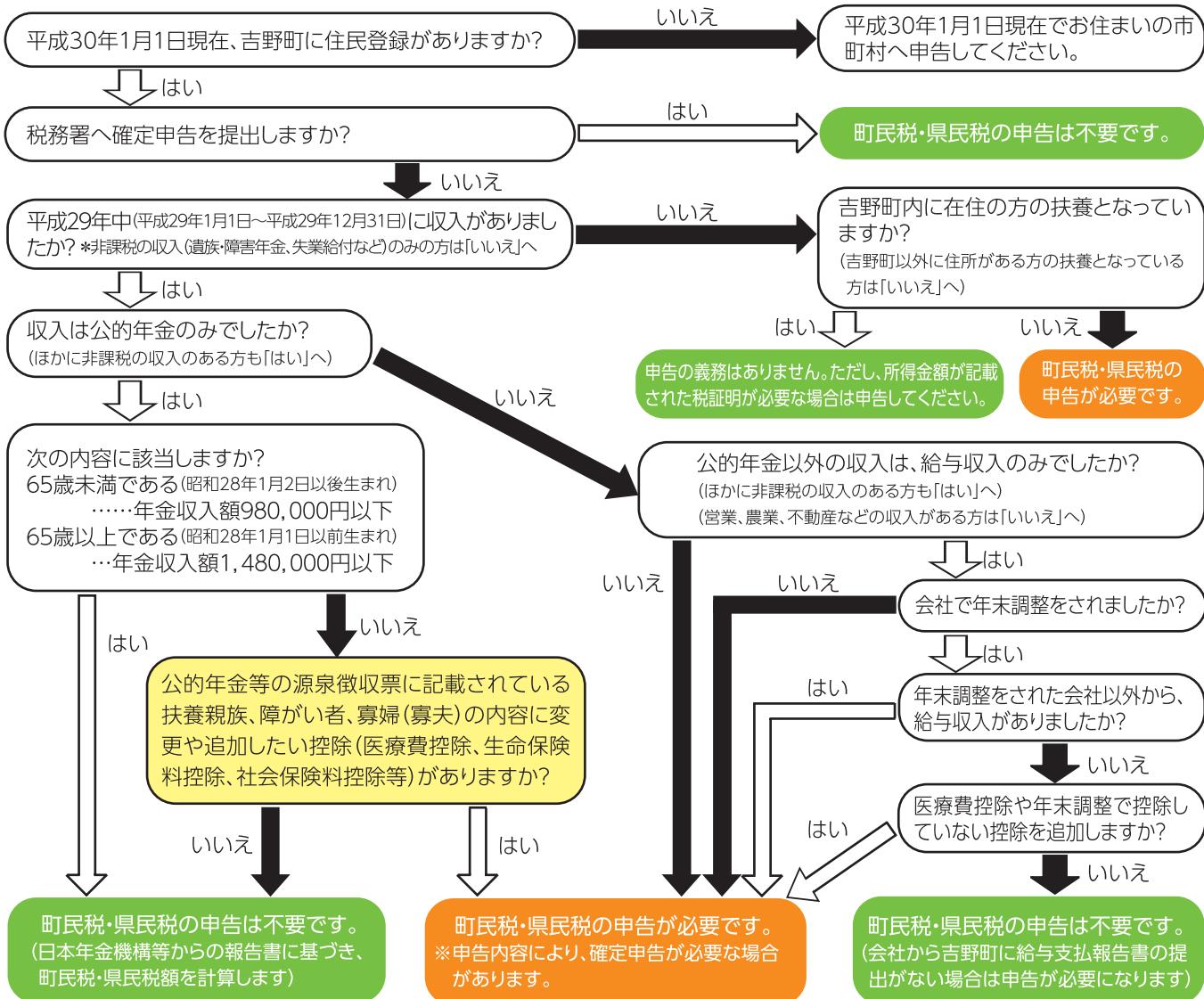
平成30年度 町民税・県民税の申告はお済みですか？

申告期限は3月15日(木)です

この申告は正しい税金計算のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料などの算定、福祉医療制度や児童手当の給付など、各種行政サービスに影響する大切な手続きです。期限内に正しい申告をお願いします。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください)



公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出されない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている扶養親族、障がい者、寡婦(寡夫)の内容に変更や追加したい控除(医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除等)がある場合は、町民税・県民税申告書の提出が必要です。

今年度最後の 特定健診・長寿健診のお知らせ

対象 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方

受診期限 3月31日(土)

受診方法 受診可能な医療機関に直接ご予約のうえ、受診してください。

持ち物 受診券・質問票・保険証

※集団健診は全日程終了しました。

特定健診を受けられた方へ“特定保健指導のお知らせ”

対象 特定健診を受けて特定保健指導対象と分かった方

※「特定保健指導利用券」が送付されます。食生活の改善や運動などで、生活習慣病を予防できます。薬を内服せず、健康に過ごす期間をより長くしていただくために、アドバイスをさせていただきます。ご連絡をお待ちしています。

お問い合わせ先 吉野町役場 町民課 国保担当

NTT…TEL(32)3081 内線121 IP直通…TEL(39)9063

平成30年度も「学生納付特例制度」 の利用を希望される方へ

平成30年度も同じ学校等に在学される方は、学生納付特例申請書(ターンアラウンド申請書)が3月末に送付されます。申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、平成30年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書又は学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、ハガキで申請することができませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して届け出ることになります。
※学生納付特例の申請書は4月中に提出してください。

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取る事ができない場合があります。

お問い合わせ先

大和高田年金事務所 TEL0745(22)3531

吉野町役場 町民課 年金担当

NTT…TEL(32)3081内線125 IP直通…TEL(39)9063

平成30年度 固定資産価格等の縦覧の実施

縦覧できる帳簿の種類及び縦覧可能な方

①土地価格等縦覧帳簿

吉野町内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている方

②家屋価格等縦覧帳簿

吉野町内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている方

縦覧期間・時間

4月2日(月)～5月31日(木) 8時30分～17時15分
(土・日・祝祭日等閉庁日除く)

縦覧場所 吉野町役場 税務収納課

●固定資産課税台帳については、通年(土・日・祝祭日等閉庁日除く)閲覧できます。但し、納税義務者が自分の資産について記載された部分を閲覧できます。また、借地人・借家人の方も閲覧できますが、物件を確認できる書類(賃貸借契約書等)が必要です。

※縦覧及び閲覧を希望される方は本人確認のため、納税者であることを確認できる書類(納税通知書または免許証、保険証等)の提示をお願いします。代理人の場合には委任状が必要です。

お問い合わせ先 吉野町役場 税務収納課

NTT…TEL(32)3081 IP直通…TEL(39)9062

国民健康保険 第9期納期限 4月2日(月)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

◆**お問い合わせ先** 吉野町役場 町民課 国保担当
NTT…TEL(32)3081内線123 IP直通…TEL(39)9063

3月のごみ収集日程

収 集 日					
ブロックNo.	収集地区名	カ ソ ル	古 紙	ビン類・ペットボトル	不燃物・粗大ごみ
1	上市地区全域・橋屋・左曾・六田	5日(月)・21日(水)	7日(水)・19日(月)	12日(月)	26日(月)
2	龍門地区全域・中竜門地区全域	1日(木)・21日(水)	7日(水)・15日(木)	8日(木)	22日(木)
3	吉野山地区全域・飯貝・丹治	6日(火)・28日(水)	14日(水)・20日(火)	13日(火)	27日(火)
4	国栖地区全域・中荘地区全域	2日(金)・28日(水)	14日(水)・16日(金)	9日(金)	23日(金)

ごみの分け方・ごみの出し方については、ごみ収集日程カレンダーのそれぞれの囲みの下の方に注意する事が書かれていますのでお読みください。

※お問い合わせ先

[分別について]吉野三町村クリーンセンター【TEL(32)1275】[収集について]美吉野環境ステーション【TEL(39)9145】

★ごみは午前8時までに出してください。★3月18日は、家庭用ごみの持ち込みを受け付けします。